

令和5年8月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年8月総会議事録

1 日 時 令和5年8月15日（火） 午前10時00分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (7件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農地利用集積等促進計画の承認について

(農地中間管理事業に係る利用権3件)

第4号 長門市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (7件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(1件・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更1件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

4 その他

・認定電気通信事業者が行う中継設備等の設置に伴う農地の転用について
(1件)

・次回総会 9月15日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 9月 5日（火） 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

長門地区 8月29日（火） 午前10時から 市役所3階委員会室

三隅地区 8月29日（火） 午後 2時から 三隅支所

日置地区 8月30日（水） 午前10時から 日置農村環境改善センター

油谷地区 8月30日（水） 午後 2時から ラポールゆや

4 出席委員（19人：議席順）

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（2人）

4 番 西村 志おり

1 5 番 大田 裕美

6 関係人

農林水産課 農業振興班 班長 山本 健二

7 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書 記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 5 年 8 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 4 件、報告事項 4 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、7 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 8 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員は 17 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

3 番、岡島史真委員、5 番、大田寛治委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 328 m²。ほか 1 筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、移住時から農業に従事したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があり、居住地のすぐ側であることなど利便性等から、これに応じることとした。譲渡人は、●●在住であることや高齢のため、農地の管理が困難となり農業後継者もないことから、譲受人に

譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から東へ約 1.6km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当7番、中野委員、補足説明をお願いいたします。

7 番 7番、中野です。

8月3日、大野会長、事務局の方々3名、鈴川推進委員さんと私で、現地調査を行いました。

事務局からの説明のとおりでありまして、利便性、そして管理の状況を考えても、何も問題はないと思います。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は785㎡。ほか2筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から、自己所有地の農業規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったため、これに応じることとした。譲渡人は、譲受人に耕作を依頼していたが、●●在住であり、高齢でもあり、農地の管理が困難となり農業後継者もいないことから、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から東へ約1.1kmから1.6kmに位置する農地です。

また、5ページから7ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当の 7 番、中野委員、補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番、中野です。 先ほどの 1 番の案件に続いて、8 月 3 日、大野会長、事務局の方々 3 名、鈴川推進委員さんと私で、現地調査を行いました。 この案件につきましては、譲受人さんの方の農業規模拡大というものに伴うことですから、これからの事を考えても何の問題もないと思います。 皆様方のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 引き続き、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。2 ページをご覧ください。 番号 3。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況とも田、面積は 2,684 m²。ほか 7 筆。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●、理事長、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は経営規模の拡大。譲渡人は、農地売買事業の実施。 本件は、農地中間管理機構による農地売買のあっせん事業であり、機構が仲介者となり担い手に農地を集積するものです。先月開催した 7 月定例総会における報告事項 1 に関連した案件となります。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 8 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.6km から 1.8km に位置する農地です。

また、9 ページから 11 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、9 番、末永委員、補足説明をお願いいたします。

9 番

当地区担当の、末永です。

8 月 3 日、大野会長、事務局、上手推進委員と私で、現地調査を行いました。

今回、●●さんが譲受けされる農地は、現在、●●さんが利用権設定により、水稻や牧草を耕作されております。●●さんは、ご高齢ですがそれでも、農作業は、息子さん夫婦がされているということでした。

農地中間管理機構による農地売買のあっせん事業を利用されるわけですが、現在、息子さんは認定農業者ではないことから、この制度を利用することができないため、ご高齢のお父さんが譲受人になりました。

息子さんが専業農家であることから、農地の購入後も、適正に管理されるものと思われま。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも畑、面積は336㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、退職後の余暇活用に家庭菜園を検討していたところ、譲渡人が対象の畑を売却する意向であると聞き、これに応じることとした。譲渡人は、長期間耕作放棄状態であり、高齢で後継者もなく譲受人に売却することにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。●●から西へ約170mに位置する農地です。

また、13ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。
議 長	引き続いて、当地区担当、16 番、木村委員、補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番、木村です。 8 月 3 日、大野会長、事務局、また、推進委員の先野さんと私で、現地調査を行いました。 位置図の 12 ページで説明いたしますと、●●小学校から見て、東側にあります。長年、耕作されておりましたので、カヤ等が茂っております。 譲受人の、●●さんの奥さんの実家がすぐ近くにありまして、現在は農業で水稻栽培をされておられます。そのため、農機具等は奥さんの実家の方で揃えておられますので、現在の所有者の●●さんと協力して草を刈って、畑に再生するというお話を伺っております。 皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 引き続き、番号 5 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明いたします。 番号 5。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも田、面積は 1,082 m²。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●市●●町▲番▲▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人から申し出があり、また今後、孫に農業を継がせるために当該農地を取得し農業について学ばせたい。譲渡人は、相続したが、現在は市外に住んでおり、今後も長門市に戻る予定はなく、耕作することはないため譲渡することにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 14 ページをご覧ください。●●から西南西へ約 1.3km に位置する農地です。

また、15 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

8 月 3 日、大野会長、事務局の方々と現地確認をしてみました。

事務局の説明にあったとおり、譲受人の●●さんとは高齢なんですが、若いお孫さんが農業をされるということで、新しい担い手が増えることは大変良い事で、何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号6について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。
番号6。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は255㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人所有の家屋の購入をお願いしたところ、農地と一緒になければ譲渡できないと言われたので、一緒に購入することとした。譲渡人は、父親より相続した土地であるが、現在、●●市に居住しており、将来も自作する予定はないので譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び16 ページをご覧ください。●●から南へ約640mに位置する農地です。

また、17 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。
議 長	引き続いて、当地区担当、17 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番、大汐です。 8 月 3 日、大野会長、事務局と私、そして当地区の推進委員の井上さんと、現地を確認しております。 現地につきましては、空き家に付随した農地として、登録されていた土地でございます。 また、位置図にありますように、宅地の中にある畑でございます。 譲渡人の●●さんも、空き家バンクに登録されて、前回、私たちが見に行った時はどうかと思ったんですが、現在はきちんと管理されて、畑として活用ができる状態になっていると考えています。 譲受人の●●さんにつきましては、農業に常時従事されているわけではありませんが、半農半 X という形での管理になると思いますが、この農地を取得されて、果樹等を植え付けられ、それを販売していく計画だと伺っております。 どこの農地もなかなか管理が難しい中、譲受人の●●さんに管理してもらえることは、本当に大変良いことだと考えております。 皆様の、慎重審議をよろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 引き続き、番号 7 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明いたします。 番号 7。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況とも田、面積は1,057㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在耕作している農地の隣接地であり、利用耕作上便利であるから譲り受けて、耕作規模の拡大を図りたい。譲渡人は、昨年まで小作契約をしていたが、期限が切れたので譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び18ページをご覧ください。●●から東へ約1.8kmに位置する農地です。

また、19ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は、4番、西村委員でございますが、本日は体調不良ということで、欠席でございます。

8月3日、西村委員と森本推進委員、それから事務局4名で現地確認を行いましたので、私の方から代理で補足説明をさせていただきます。

事務局の説明のとおりでございまして、申請地については小作契約が切れて、耕作者が不在になっているところ、●●さんが譲受けて耕作するというところでございます。

譲受人の●●さんは、●●地区や●●地区を中心に農地集積を行っている、認定農業者でございます。申請地の周辺も耕作していっておりますので、何ら問題はないと思われれます。

皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、担当者の代理の説明を終わります。

事務局と担当委員の説明は、以上です。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年8月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目については登記簿は畑、現況は畑及び墓地、面積は597㎡。

ここで、訂正がございます。議案にお示しした貸付人と借受人の表記が逆になっておりましたので、訂正をお願いいたします。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●▲号室、●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

転用の目的は、自己用住宅及び墓地です。

理由としまして、借受人は、申請地の隣接地には両親が居住しており、子育てや将来両親が高齢になった際のことを考えて、自己用住宅の建築及び●●家先祖の墓地に転用する。貸付人は、息子夫婦の住宅建築と●●家先祖の墓地部に転用する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び20ページをご覧ください。●●から北西へ約1.1kmに位置する農地です。

また、21 ページには公図、22 ページから 24 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、小集団の農地の一部で、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地となります。農地法第 5 条第 2 項第 2 号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路以外の水路に排出し、汚水については公共下水道に排出するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本件の墓地については無断転用案件であり、平成 22 年頃貸付人が墓地を設置したものです。貸付人からは農地法について不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出を受けております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私でございますので、補足説明をいたします。

8 月 3 日、松田推進委員と事務局と 5 名で現地確認を行いました。

転用の理由については、記載されているとおりでございます。

現在は、家庭菜園的に野菜が植えてあります。息子さんにつきましては、市内のアパートから両親の隣に家を建築され、望ましい形だと思います。

周囲への迷惑にもならないと思います。

皆様方の慎重審議を、お願いいたしまして、私からの説明を終わります。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第 3 号、農地利用集積等促進計画の承認について、を
議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5 ページをご覧ください。
議案第 3 号、農地利用集積等促進計画の承認について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利
用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。
令和 5 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
令和 5 年 9 月 1 日の公告となります。
中間管理事業に係る利用権設定となっております。
賃貸借ですが、日置地区が、1 件 1 筆の 3,066 m²。油谷地区が、2 件 5 筆
の 12,113 m²。
計が、3 件 6 筆の 15,179 m²となります。
詳細につきましては、6 ページ及び 7 ページをご覧ください。
本件は、農地中間管理事業推進法第 18 条第 4 項各号が定める、農用地の
利用集積等促進計画が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、
農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事
すること等の計画要件を満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等あり
ましたら、ご発言をお願いいたします。
併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお
願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 4 号、長門市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。8 ページ、それから冊子になっております、別添資料 1 及び A4 両面刷り 1 枚紙の別添資料 2 をご覧ください。

議案第 4 号、長門市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条の規定により、長門市農業経営基盤強化促進基本構想を変更することについて、意見決定を求める。

令和 5 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 4 月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、長門市における農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更するものですが、同法施行規則第 6 条において、当該基本構想の変更の際には農業委員会の意見を聴取することとされており、長門市長からの意見照会に基づきお諮りするものでございます。

なお、この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 35 条第 1 項の規定により、長門市経済観光部農林水産課農業振興班、山本班長から説明を求めることとしますので、よろしくをお願いいたします。

農業振興
班長

長門市経済観光部農林水産課農業振興班の山本です。

説明を、私から少しさせていただきます。

資料の、議案第 4 号、別添資料の 1 と 2 を、併せてご覧いただけたらと思います。

先ほど、事務局からの説明がありましたとおり、令和 5 年 4 月 1 日に、農業経営基盤強化促進法が改正されました。それに伴いまして、市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というものを、令和 5 年 9 月末までに改正する必要があります。

その改正内容について、改正部分の説明をいたします。

資料 2 の第 1、「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」というところになります。別添資料 1 の 1 ページになります。

改正の内容といたしましては、2 ページの 5 番、「農業経営基盤強化促進事業等の推進」の下段の部分になりますけれども、こちらがですね、「人、農地プラン」から「地域計画」というところの変更、内容を修正しております。

他には、「農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を作成する上での」という部分が改正になっております。

続きまして、4 ページの 7 番、(1)新規就農の現状のところですね、前回の改正前は、平成 30 年から令和 2 年の実績が書かれておりました。

今回の改正に伴いまして、過去 3 年間ということで、令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年の人数というところに変更しております。

続いて、5 ページと 6 ページに、第 2 と第 2 の 2、とありますけれども、第 2 の 2 は、これまでは第 3 でありました。1 つずれて、第 2 の方に組み込まれたというところの改正のみとなっております。

第 3 ですが、こちらが新たに追加された事項となっております。

「第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」というところが基本構想の中に追加されたものです。

こちら、第 3 の中の、1 号から 4 号までございます。新規に追加したものとなります。

1 番目が、「農業を担う者の確保及び育成の考え方」、こちらで本市の確保、育成に関する考え方の事項を新たに記載しております。

2 番目がですね、「市が主体的に行う取組」というところで、本市の行うべき取組の構想が書かれております。

3 番目が、「関係機関との連携、役割分担の考え方」、4 番目が、「就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保、育成のための情報収集、相互提供」、という所が新たに追加されたものになります。

続きまして、第 4 ですが、こちらがですね、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」という部分が新規に追加されております。

8 ページになりますけれども、2 番、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」、というところが、地域計画の策定に伴うというところで新たに追加になっております。

続きまして、8 ページの第 5 の①が、「利用権設定促進事業」だったものが、法改正に伴いまして、「地域計画推進事業」に修正しております。

次に、1、「法第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項」が新しく追加になっております。これが今後進めていきます地域計画に向けての協議の場の設置の方法と、地域計画の区域の基準、地域計画の策定の進め方や、地域計画に基づく農用地の利用権等の進め方に関する事項を、ここに入れております。

同じく、1 の 2、「農用地利用集積計画の作成に関する事項」のところになりますが、こちらがですね、現在の農用地利用集積計画が、令和 6 年度まで継続する可能性のある市町村については、記載が必要となる、法の経

過措置の部分となります。

令和 6 年度まで本市におきましては、継続して経過措置を利用することとしておりますので、その部分が記載されているというところになっております。

資料の後半に移りますが、次がですね、17 ページになります。

17 ページの下段ですが、3 番、「農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項」というところで、地域計画の実現に当たってというところで、農業協同組合が受けて農作業を行う取組について、記載の修正をしております。

続きまして、18 ページの中段になりますが、5 番、「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保、育成に関する事項」の中で、「地域計画との整合に留意しつつ」という部分が、「人、農地プラン」からの内容の修正に変更されております。

最後に、20 ページの、「法第 18 条」が、「改正法の施行前の法第 18 条」という形に修正されております。

以上、簡単でございますが、今回の基本構想の、法改正に伴う一部改正というところの説明とさせていただきます。

以上です。

議 長

事務局、担当職員の説明は、以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

今、ぱっと言われてから、すぐに質問というのも難しいかもしれませんが、総会の案内状と一緒に送付されておりましたので、目を通して、何かお気づき等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

事務局長
補佐

時々ある農振除外と同じで、こういった構想変更をする場合に、農業委員会の方に意見を求めるということで、特に問題がなければ、異議なしということで、回答をするという流れになります。

1 2 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 2 番

12 番、木村でございます。

9 ページのですね、上の段の第 5 のウのところですが、「油谷地区の半島部棚田地帯、日置地区の棚田地帯は畜産振興と併せて水田放牧を推進し、耕作放棄地の利用を促進する。」という項目がございますが、これは、数年前も水田放牧するというのがあったんですけども、油谷の棚田地区の方

	で、牛の事故があるというのを、結構、頻繁に聞いていたというのが私の頭の中にあるんですが、それを聞いて、その水田地区の放牧を止めるという方法があったと思うんですよ。それにもかかわらず、これを進めるということですかね。 水田放牧を促進するというのが自分には引がかかるところなんですけれども。やっていけるのかなと思うんですが。 これを掲げた理由を知りたいです。
農業振興 班長	そうですね、今回の基本構想の改正は、前回からの引続きの、法改正に伴う部分のみの改正を行うということになっておりまして、前回から入っている部分については特段、見直しは今回は行っていないので、これの有効が切れるタイミングでまた見直しということになるかと思えますけれども。 以前の文言が入ったときの経緯は、申し訳ありませんが私は把握しておりませんが、この後に作成するタイミングでは、そこも十分、話し合いをしていかないといけないというふうには思っております。
事務局長	今回の改正では、そこまでの改正はしないんですけれども、あくまでも法改正に則った部分だけの改正ということになります。 今、木村委員さんの方からうかがった意見を、次の全体の計画を改正する時に、反映させていけるよう、今後、協議をしていこうとは思っています。
1 2 番	ということは、そういう意見が出なかったということですかね。
農業振興 班長	令和 2 年にこれが出来てるんですけれども、その時にはなかったということだと思います。
1 2 番	その前にも、意見は出なかったということですかね。
事務局長	これが残っているということは、そうだと思います。
1 2 番	では、平成の時代にも出なかったということですかね。
事務局長	そういう事だと思います。
1 2 番	はい、分かりました。
議 長	他にご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

17番

はい。

議長

はい、どうぞ。

17番

17番、大汐です。

今の木村委員さんのご意見に対して、補足させていただきます。

私も●●の方で放牧組合も立ち上げながら、現実的に、木村委員さんが言われるように、放牧というのは、確かに衰退しています。

どこの地区も一緒だと思いますが、もう農地で作物を作って生活をするというのが、これからだんだん難しくなるんじゃないかなと。その中で、農地を活用する方法の一つとして、放牧というのは、条件もいろいろありますが、その中で、実施できない事もないかと、それともう一つは、その放牧に対しての対価をどうやって設定するかというところで、こういう基本構想的なところにあがっている間に、この放牧に対しての対価をどうやって決めるか、それを続けるためのメリットというものを、農地を活用するという面で考慮したものを、これから考えていくべきじゃないかと思うんですが。

事務局長

今の大汐委員の意見ですけれども、今、実際おっしゃるとおりで、放牧という事業がございます。

県の事業で、レンタカウ事業というものがございまして、牛をレンタルして、雑草が生えている農地、そういったところに牛を放しまして、牛に雑草を食べていただいて、元の農地に再生するという事業がございまして、今、県の方も、この事業を活用されるの例が少ないということで、今回、長門市におきましては、今回の議案にもあったんですが、アグリながとが、●●さんという方からお借りした農地で、そこにレンタカウ事業を活用いたしまして、今現在、牛を2頭、放牧いたしまして、雑草を食べていただいておりますというところでございます。

実際、大汐委員さんからのご意見があったように、こういった放牧事業も、市の事業で何らかの形を作ることはできないかというところで、今回、レンタカウ事業を活用させていただいた時に、県の方からもそういうお話をいただいております、今後、市としても考えていかなくてはいけないというふうには思っているところでございます。

今、発言できるのは、ここまででございます。

議長

事務局の方からの、現在までの答弁については、今、お話があったとおりでございます。

他にどなたか、ご発言があればお願いいたします。

特に、今からは農地パトロールがありますから、こういう荒廃農地については、解決策として、レンタカウ事業を取り入れるということも、今から出てくることもあるかも知れませんし、市の方も、県の方も、それを推進しておるということでございますので、該当する地域をお持ちの方は、また、農林水産課の方にご相談していただけたらと思います。

範囲が広い説明ですから、どこをどう質問したらいいかわからないというところもありますが、事務局が申上げました、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想ということで説明をさせていただいております。

農業振興班長、今日だけで終わりということはないですかね。今後、定期的な農業委員会の会議で質問が出たら、その都度、あなたの方にこういう質問が出ましたよということで、ご相談をしてもよろしいでしょうか。

農業振興
班長

そうですね、質問やご意見は都度いただければと思います。

ただ、この法改正の部分の変更についての意見書という形は、この総会をもっていただくという形になります。

議 長

事務局、担当職員の説明は以上でございます。

本件について、他にどなたか、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件につきましては、先程も事務局が説明しましたように、農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条の規定で、農業委員会の意見を聞くということでございます。

市長から提示されているものでございますので、特に、これという意見もないという趣旨の回答をするということで、よろしゅうございましょうか。同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は市長に対して、異議無しという回答をするということといたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入らせていただきます。9 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 1、土地現況証明報告でございます。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は 332 m²。

申請者は、●●市●●▲丁目▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

現地は宅地となっており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 5 年 8 月 3 日に大野会長、中野委員、鈴川推進委員、事務局とで現地を確認いたしまして、令和 5 年 8 月 3 日付けにて、宅地として証明をしております。

ほか 6 件の証明をしております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いします。

事務局長

それでは、説明いたします。10 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲丁目▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は田、面積は 998 m²。ほか 2 筆。

令和 5 年 6 月 1 日に合意解約をしております。

続きまして、11 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号 1。

旧借受人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

新借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 2,151 m²。

契約期間は、令和 5 年 9 月 29 日から令和 7 年 11 月 30 日までとなっております。

報告事項 2 については、以上でございます。

議 長	ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 3 について説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明をいたします。12 ページをご覧くださいと思います。報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用についてでございます。番号 1。 内容といたしましては、市道●●線改良事業施行に伴う道路用地への永年転用。 また、施工ヤード、工事用仮設道路及び資材置き場に一時転用するという計画でございます。 令和 5 年 8 月 3 日に受理しております。 以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、その他の報告事項について説明をお願いします。
事務局長	それでは、資料の 13 ページから 18 ページをご覧くださいと思います。 ●●株式会社から、「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の工期延長の届出がございました。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっております。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、台帳面積 298 m²のうち、携帯基地局の設置として永年転用 4.00 m²、工事用施工ヤードとして一時転用 269.79 m²となります。 令和 4 年 1 月 6 日付けで異議なし回答をしておりますが、資材納入遅延のため工期延長の届出があったものでございます。

令和5年8月3日付けで異議なしの通知を送付しております。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、
よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 まず、次回の農業委員会定例総会ですが、9月15日、金曜日、9時30分
から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、9月5日、火曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等を連絡いたします
ので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、今月末に農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

長門、三隅地区につきましては、8月29日、火曜日、午前が長門地区、
午後が三隅地区でございます。日置、油谷地区につきましては、8月30日、
水曜日、午前が日置地区、午後が油谷地区となっております。ご参集のほ
ど、よろしくお願いいたします。

それと今日、皆様の机の上に、トートバッグが置かれていると思います。

留任の委員の皆様には、毎度のことで申し訳ありませんが、全国農業新
聞という機関紙を、全国農業会議所が発行しております。

新任の委員さんにつきましては、ぜひご購読を、留任の委員さんにつ
きましては、年に1人1部の購読者増を目標としておりますので、こちらの
グッズを使って購読者を獲得していただけたらと思います。

事務連絡については、以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前11時14分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年8月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議 事 録 署 名 委 員 岡 島 史 真

議 事 録 署 名 委 員 大 田 寛 治